

○静岡県金属くず営業条例

(昭和 32 年 12 月 10 日静岡県条例第 51 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、金属くずを取り扱うことを業とする者について必要な事項を規定することにより、金属類に関する犯罪を防止し、もつて公共の秩序を維持することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例で「金属くず」とは、金属類で次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

(1) その物の本来の生産目的に従い売買、交換、加工又は使用されるもの

(2) 古物営業法（昭和 24 年法律第 108 号）第 2 条第 1 項に規定する古物

2 この条例で「金属くず商」とは、営業所（営業の目的で使用する住所又は居所を含む。以下同じ。）を設けて金属くずを売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し、若しくは交換することを営業とする者で、次条第 1 項の規定による許可を受けたものをいう。

3 この条例で「金属くず行商」とは、営業所によらないで個々に取引の相手方を求めて、金属くずを売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し、若しくは交換すること（以下「行商行為」という。）を営業とする者（その代理人、使用人その他の従業者（以下「代理人等」という。）並びに金属くず商及びその代理人等を除く。）で、第 18 条第 1 項の規定による届出をしたものをいう。

(金属くず商の許可及び管理者の選任)

第 3 条 金属くず商になろうとする者は、営業所ごとに、公安委員会の許可を受けなければならない。

2 金属くず商は、営業所を自ら管理しない場合には、次の各号のいずれにも該当しない者を、その営業所の管理者に選任しなければならない。

(1) 未成年者

(2) 次条第 1 項第 1 号から第 7 号までのいずれかに該当する者

(3) 精神機能の障害により管理者の業務を適正に実施するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(許可の基準)

第 4 条 公安委員会は、前条第 1 項の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、許可をしてはならない。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は第 23 条に規定する罪、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和 7 年法律第 75 号）第 21 条

から第 23 条まで若しくは第 24 条第 1 号に規定する罪、古物営業法第 31 条に規定する罪若しくは刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 235 条、第 247 条、第 254 条若しくは第 256 条第 2 項に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなつた日から起算して 5 年を経過しない者

(3) 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で古物営業法施行規則（平成 7 年国家公安委員会規則第 10 号）第 1 条に規定するものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 12 条若しくは第 12 条の 6 の規定による命令又は同法第 12 条の 4 第 2 項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して 3 年を経過しないもの

(5) 住居の定まらない者

(6) 第 16 条の規定により許可を取り消され、当該取消しの日から起算して 5 年を経過しない者（許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日前 60 日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。）

(7) 第 16 条の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該取消しをする日又は当該取消しをしないことを決定する日までの間に第 7 条第 1 項第 1 号の規定による許可証の返納をした者（廃業について相当な理由がある者を除く。）で、当該返納の日から起算して 5 年を経過しないもの

(8) 精神機能の障害により金属くず商の業務を適正に実施するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(9) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者。ただし、その者が金属くず商の相続人であつて、その法定代理人が前各号及び第 11 号のいずれにも該当しない場合を除くものとする。

(10) 前条第 2 項の管理者を選任すると認められないことについて相当な理由がある者

(11) 法人で、その役員のうち第 1 号から第 8 号までのいずれかに該当する者があるもの

(12) 第 3 号に該当する者がその事業活動を支配する者

2 公安委員会は、前条第 1 項の規定による許可をしない場合においては、理由を付した文書で申請者にその旨を通知しなければならない。

(許可の手続)

第4条の2 第3条第1項の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を公安委員会に提出しなければならない。この場合において、許可申請書には、公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 営業所の名称及び所在地
- (3) 管理者を選任する場合にあつては、その氏名及び住所
- (4) 法人にあつては、その役員の氏名及び住所

(無許可営業の禁止)

第5条 金属くず商でない者は、営業所を設けて金属くずを売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し、若しくは交換してはならない。

(許可証)

第6条 公安委員会は、第3条第1項の規定による許可をするときは、別記様式第1号の金属くず商許可証(以下「許可証」という。)を交付しなければならない。

- 2 金属くず商は、許可証を他人に貸し、又は譲り渡してはならない。
- 3 金属くず商は、許可証を毀損し、若しくは亡失し、又は許可証が滅失したときは、速やかにその旨を公安委員会に届け出て再交付を受けなければならない。

(許可証等の携帯等)

第6条の2 金属くず商は、行商行為をするときは、許可証を携帯していなければならない。

- 2 金属くず商は、その代理人等に行商行為をさせるときは、当該代理人等に別記様式第2号の金属くず商従業者証(以下「従業者証」という。)を携帯させなければならない。
- 3 金属くず商又はその代理人等は、行商行為をする場合において、警察官又は取引の相手方から許可証又は従業者証の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

(許可の取消し)

第6条の3 公安委員会は、第3条第1項の規定による許可を受けた者について、次に掲げるいずれかの事実が判明したときは、その許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により許可を受けたこと。

- (2) 第4条第1項各号（第10号を除く。）に掲げる者のいずれかに該当していること。
 - (3) 許可を受けてから6月以内に営業を開始せず、又は引き続き6月以上営業を休止し、現に営業を営んでいないこと。
- 2 公安委員会は、第3条第1項の規定による許可を受けた者の営業所の所在地を確知できないとき、又は当該者の所在（法人である場合においては、その役員の所在）を確知できないときは、公安委員会規則で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から30日を経過しても当該者から申出がないときは、その許可を取り消すことができる。
- 3 前項の規定による処分については、静岡県行政手続条例（平成7年静岡県条例第35号）第3章の規定は、適用しない。

（金属くず商に係る変更の届出）

第6条の4 金属くず商は、第4条の2各号に掲げる事項に変更があつたときは、当該変更の日から14日（公安委員会規則で定める場合にあつては、20日）以内に当該変更に係る変更年月日及び変更事項を記載した届出書を公安委員会に提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

- 2 前項の規定により届出書を提出する場合において、当該届出書に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、その書換えを受けなければならない。

（許可証の返納）

第7条 金属くず商は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に該当することとなつた日から10日以内に許可証を公安委員会に返納しなければならない。

- (1) 廃業したとき。
 - (2) 許可を取り消されたとき。
 - (3) 許可証の再交付を受けた者が、亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。
- 2 金属くず商が死亡し、又は解散したときは、同居の親族、法定代理人若しくは管理者又は清算人（法人の解散が合併によるものであるときは、合併後存続し、又は合併により設立された法人。以下同じ。）は、当該死亡し、又は解散した日から10日以内に許可証を公安委員会に返納しなければならない。

第8条 削除

（名義貸しの禁止）

第9条 金属くず商は、自己の名義で他人に金属くず商の営業をさせてはならない。

(標識の掲示等)

第10条 金属くず商は、営業所の見やすい場所に、公安委員会規則で定める様式の標識を掲示しなければならない。

2 金属くず商は、その事業の規模が著しく小さい場合その他の公安委員会規則で定める場合を除き、公安委員会規則で定めるところにより、その氏名又は名称、許可をした公安委員会の名称及び許可証の番号を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(本人確認)

第11条

金属くず商は、金属くずの買受け若しくは交換又は売却若しくは交換の受託（以下「買受け等」という。）を行おうとするときは、公安委員会規則で定める方法により、買受け等の相手方の本人特定事項（当該相手方が自然人である場合にあつては氏名、住居（本邦内に住居を有しない外国人で公安委員会規則で定めるものにあつては、公安委員会規則で定める事項）及び生年月日をいい、当該相手方が法人である場合にあつては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。以下同じ。）の確認（以下「本人確認」という。）を行わなければならない。ただし、過去に買受け等の相手方となつたことがある者からの買受け等を行う場合であつて当該買受け等に係る金銭の支払をその者の預金若しくは貯金の口座への振込みにより行うとき、又は当該金属くず商の預金若しくは貯金の口座への振込みにより受けるときその他の公安委員会規則で定める場合は、この限りでない。

2 金属くず商は、買受け等の相手方の本人確認を行う場合において、会社の代表者が当該会社のために当該金属くず商との間で買受け等に係る取引を行うときその他の当該金属くず商との間で現に当該取引の任に当たっている自然人が当該相手方と異なるとき（次項に規定する場合を除く。）は、当該相手方の本人確認に加え、当該取引の任に当たっている自然人についても、前項の公安委員会規則で定める方法により、本人確認を行わなければならない。

3 買受け等の相手方が国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他公安委員会規則で定める者である場合には、当該相手方のために当該金属くず商との間で現に当該買受け等に係る取引の任に当たっている自然人を買受け等の相手方とみなして、第1項本文の規定を適用する。

(申告)

第12条

金属くず商は、金属くずの買受け等を行おうとする場合において、当該金属くずについて不正品の疑いがあると認めるときは、直ちにその旨を警察官に申告しなければならない。

(本人確認記録の作成等)

第12条の2 金属くず商は、本人確認を行った場合には、直ちに、公安委員会規則で定める方法により、当該本人確認に係る本人特定事項、当該本人確認のためにとつた措置その他の公安委員会規則で定める事項に関する記録(以下「本人確認記録」という。)を作成しなければならない。

2 金属くず商は、本人確認記録を、当該本人確認に係る買受け等の行われた日から3年間保存しなければならない。

(取引記録の作成等)

第12条の3 金属くず商は、金属くずの売買若しくは交換又は売買若しくは交換の受託(以下この条において「売買等」という。)を行った場合には、直ちに、公安委員会規則で定める方法により、当該売買等の相手方の氏名又は名称、当該売買等の期日及び内容その他の公安委員会規則で定める事項に関する記録(以下「取引記録」という。)を作成しなければならない。

2 金属くず商は、取引記録を、当該取引に係る売買等の行われた日から3年間保存しなければならない。

(記録の毀損等の届出)

第12条の4 金属くず商は、本人確認記録又は取引記録を毀損し、若しくは亡失し、又はこれらが滅失したときは、直ちに営業所の所在地の所轄警察署長に届け出なければならない。

(品触れ)

第13条 警察本部長又は警察署長は、必要があると認めたときは、金属くず商に対して盗品その他財産に対する罪に当たる行為によつて領得された物(以下「盗品等」という。)の品触れを発することができる。

2 金属くず商は、前項の品触れを受けたときは、その品触書に到達の日付を記載し、その日から起算して3月間これを保存しなければならない。

3 金属くず商は、品触れを受けた日にその金属くずを所持していたとき、又は前項の期間内に品触れに相当する金属くずを受け取つたときは、直ちにその旨を警察官に届け出なければならない。

(差止め)

第14条 警察本部長又は警察署長は、金属くず商が買受け等を行った金属くずについて、盗品等又は遺失物であると疑うに足りる相当の理由がある場合

においては、当該金属くず商に対し、30日以内の期間を定めて、その金属くずの保管を命ずることができる。

(立入り及び検査)

第15条 警察本部長又は警察署長は、必要があると認めるときは、警察職員をして、営業時間中において金属くず商の営業所及び金属くずの保管場所に立ち入らせ、金属くず、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させ、又は関係者から報告を求めることができる。

2 前項の場合においては、警察職員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の求めがあつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指示)

第15条の2 公安委員会は、金属くず商又はその代理人等がその金属くず商の営業に関しこの条例又はこの条例に基づく公安委員会規則の規定に違反した場合において、盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が阻害されるおそれがあると認めるときは、当該金属くず商に対し、その業務の適正な実施を確保するため必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(営業の停止等)

第16条 公安委員会は、金属くず商若しくはその代理人等がその金属くず商の営業に関しこの条例若しくはこの条例に基づく公安委員会規則の規定に違反した場合において盗品等の売買等の防止若しくは盗品等の速やかな発見が著しく阻害されるおそれがあると認めるとき、又は金属くず商がこの条例に基づく処分(前条の規定による指示を含む。)に違反したときは、当該金属くず商に対し、その金属くず商の許可を取り消し、又は6月を超えない範囲内で期間を定めて、その金属くず商の営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(聴聞の特例)

第17条 公安委員会は、前条の規定による処分をしようとするときは、静岡県行政手続条例第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行われなければならない。

2 前条の規定による処分に係る聴聞を行うに当たっては、その期日の1週間前までに、静岡県行政手続条例第15条第1項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 前条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行われなければならない。

(金属くず行商の届出)

第 18 条 金属くず行商になろうとする者は、公安委員会に届け出なければならない。

2 金属くず行商でない者は、行商行為をしてはならない。ただし、金属くず商及びその代理人等並びに金属くず行商の代理人等にあつては、この限りでない。

(届出の手續)

第 18 条の 2 前条第 1 項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を公安委員会に提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 行商行為をする主たる地域

(3) 取引の相手方が特定されている場合にあつては、当該相手方の氏名又は名称及び住所又は居所

(4) 法人にあつては、その役員の氏名及び住所

(行商の証)

第 19 条 公安委員会は、前条の届出書の提出を受けたときは、別記様式第 4 号の金属くず行商の証（以下「行商の証」という。）を交付しなければならない。

2 金属くず行商は、行商の証を他人に貸し、又は譲り渡してはならない。

3 金属くず行商は、行商の証を毀損し、若しくは亡失し、又は行商の証が滅失したときは、速やかにその旨を公安委員会に届け出て再交付を受けなければならない。

(行商の証等の携帯等)

第 20 条 金属くず行商は、行商行為をするときは、行商の証を携帯していなければならない。

2 金属くず行商は、その代理人等に行商行為をさせるときは、当該代理人等に別記様式第 5 号の金属くず行商従業者証（以下「行商従業者証」という。）を携帯させなければならない。

3 金属くず行商又はその代理人等は、行商行為をする場合において、警察官又は取引の相手方から行商の証又は行商従業者証の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

(金属くず行商に係る変更の届出)

第 20 条の 2 金属くず行商は、第 18 条の 2 各号に掲げる事項に変更があつたときは、当該変更の日から 14 日（公安委員会規則で定める場合にあつて

は、20日)以内に当該変更に係る変更年月日及び変更事項を記載した届出書を公安委員会に提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

- 2 前項の規定により届出書を提出する場合において、当該届出書に係る事項が行商の証の記載事項に該当するときは、その書換えを受けなければならない。

(行商の証の返納)

第21条 金属くず行商は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に該当することとなつた日から10日以内に行商の証を公安委員会に返納しなければならない。

(1) 廃業したとき。

(2) 行商の証の再交付を受けた者が、亡失した行商の証を発見し、又は回復したとき。

- 2 金属くず行商が死亡し、又は解散したときは、同居の親族若しくは法定代理人又は清算人は、当該死亡し、又は解散した日から10日以内に行商の証を公安委員会に返納しなければならない。

(申告)

第22条 金属くず行商は、金属くずの買受け等を行おうとする場合において、当該金属くずについて不正品の疑いがあると認めるときは、直ちにその旨を警察官に申告しなければならない。

(罰則)

第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 偽りその他不正の手段により第3条第1項の許可を受けた者

(2) 第5条又は第9条の規定に違反した者

(3) 第16条の規定による公安委員会の命令に違反した者

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 第6条第2項、第11条第1項(第3項の規定により適用する場合を含む。)若しくは第2項、第12条の2第2項、第12条の3第2項、第13条第3項、第18条第2項又は第19条第2項の規定に違反した者

(2) 第12条又は第22条の規定に違反して申告をせず、又は虚偽の申告をした者

(3) 第12条の2第1項又は第12条の3第1項の規定に違反して記録を作成せず、又は虚偽の記録を作成した者

(4) 第12条の4の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(5) 第13条第2項の規定に違反して品触書に到達の日付を記載せず、若しくは虚偽の日付を記載し、又はこれを保存しなかつた者

(6) 第14条の規定による警察本部長又は警察署長の命令に違反した者
第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第4条の2の許可申請書若しくは添付書類又は第18条の2の届出書若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者

(2) 第6条の4第1項若しくは第20条の2第1項の規定に違反して届出書若しくは添付書類を提出せず、又は第6条の4第1項若しくは第20条の2第1項の届出書若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者

(3) 第7条第1項の規定に違反した者

(4) 第15条第1項の規定による立入り、検査等を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は虚偽の答弁若しくは報告をした者

第26条 第6条の2第1項若しくは第2項、第10条、第20条第1項若しくは第2項又は第21条第1項の規定に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第27条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人等が、その法人又は人の業務に関し第23条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

別記様式第1号

金属くず商許可証

別記様式第2号

金属くず商従業者証

別記様式第3号

削除

別記様式第4号

金属くず行商の証

別記様式第5号

金属くず行商従業者証

